日本詩韻律論の方法

――韻律をめぐる作者と読者の関係について―

寺 杣 雅

的韻律論の適否を検討することから、 論でありうるかどうか、私にはなお疑問である。本稿の目的は、 日本詩韻律論は、読者主義とよぶべき方法を標榜している。しかし、この読者主義的韻律論がはたして韻律 日本詩韻律論のよるべき方法をさぐることにある。 韻律をめぐる作者と読者の関係に注目し、 読者主義

論の特性は、 日本詩韻律論の目下の課題は、定型とよばれる五音句・七音句の律構造を明示することであるが、読者主義的韻律 この律把握を読者の側から行なおうとするところにあらわれる。

および私の仮説「等時音律説」に対する荒木の反論を通じて坂野信彦の研究を知り、荒木の立場が「単なる独断でな{3} ことを確認」した、と述べているが、両者の共有する立場とは、 さらに荒木は、両者の間に「根本的な対立はない」ことから、彼らの韻律論における基本姿勢である読者主義の正 九八一年二月の『ユリイカ』誌で、荒木亨は、定型詩歌朗読の定式を明らかにした荒木論文「日本詩の詩学」、(~) 端的に言えば、 韻律論における読者主義である。

当がすでに承認されたかのように、小異たる「二人の間の相違」へと関心を移して細部の検討にかかり、 「日本詩の

詩学の礎石を堅固な地盤の上に据えたい」としている。

いられない。 えた読者主義を十分に検証することなく、誤った軌道をさらに深い混迷へとつきすすんでしまう危険を感じないでは 私は、 「日本詩の詩学」を樹立せんとする荒木の熱意と努力に敬服しつつも、日本詩韻律論が、その根幹にす

れた、 この荒木論文にも引用されているが、日本詩韻律論における読者主義は、一九七八年七月の『文学』誌上にあらわ 主張されることとなったのである。 つぎの坂野信彦の言に集約されている。日本詩韻律論における読者主義は、ここではじめて明確な姿をあらわっての坂野信彦の言に集約されている。日本詩韻律論における読者主義は、ここではじめて明確な姿をあらわ

われわれが明らかにすべきことは、 姿の究明によってであろう。あるがままの姿の究明とは、 韻律論が学問としての公共性を獲得しうるとすれば、それはあるべき姿の探究によってではなく、あるがままの 「どう読むべきか」ではなく「どう読まれているか」また「どう読まれてきた 対象の相対性をその相対性のままにとらえることである。

か」でなければならない。

たもので、それは言わば作者主義的韻律論であった。 私の仮説 この坂野の主張は、 「等時音律説」は、詩句を発語する作者の律を、 「定型詩歌はどう読むべきか」と問う、 読者を拘束する規範として求めようとしたところに生まれ 私の韻律論の基本姿勢に異をとなえたものであった。

野は、 ここで坂野が「対象の相対性」と言っているのは、 読者のさまざまな享受の中から一つの朗読の仕方を是として選び、それを「こう読むべきだ」と押しつけるこ 詩歌を朗読する際の個々の読者の偏差をさしている。 つまり坂

とはできない、と説いているわけである。

先に私は、読者主義は日本詩韻律論の根幹にすえられていると述べたが、おそらくそれは、この坂野のように明確

で意識的ではないかたちでは、多くの韻律論者に共有されているものと思われる。

うな極論が出現しなかったなら、あるいは前記のような明確な読者主義をかかげることはなかったかも知れない。 また坂野論文にしても、私の仮説が引き金となったわけで、もし一つの読みを是とし、他を誤りだとして退けるよ

九七七年十月に出た、別宮貞徳の『日本語のリズム』は、一般向けの日本詩韻律論として広く読まれ、注目を集

らのは、読者が「どう読んでいたか」という意であって、そこにあるのは、「どう読まれているか」を求める坂野と で調べようがないが、……」とことわりながら、万葉集の和歌の律形式を示しているが、「どう読んでいたか」とい めたが、読者主義はここにも指摘できる。すなわち別宮は、「昔の人がどう読んでいたかは、それこそ死人に口なし

前記荒木論文が、坂野の読者主義提唱とならべて、つぎの熊代信助の言を引いていることでもわかる。 さらにこの韻律論における読者主義は、文芸享受についての一般的通念としての読者主義にむすびつく。それは、

共通の姿勢である。

受されるという一途があるだけであり、このあたりの事としては、どんな立派な理論も、それ自体何の意味も働き には感受の頂点で結着をつける他ない。文芸には、結局のところこのぎりぎりの頂点での実体として具体化され授

多くの文芸学がそうであるように、学となるととかく文芸自体とは異質のものが交叉して来るが、文芸は最終的

もない空疎な図式以上のものではあり得ないからである。

このような読者主義的態度は、

一つの詩句に複数の律形態を許容することになる。たとえば、別宮貞徳は、

をつぎのように示している。(8)

えし。二音を一拍として、音楽でいえば四拍子である。これを音楽の記号であらわせば、次のごとくになる。 結局、五七五とはいうものの、休みまでいれればすべて八になってしまう。八八八という同じパターンのくりか

ただし、休止の位置は句によって多少ずれることがあって、七音が三、四に分割されるときは、

もしくは、

אים לפנים בינים בי

の二通りが考えられる。

るのである。また別宮は、ここでは、「水の音」はたんに「ミズノオト」としているが、荒木の前記論文「日本詩の 「かはづ飛び込む」に対して、別宮は、「カワズトビコム」と「カワズートビコム」の二種の律形態をあたえてい

(62)

詩学」に示された定式に従えば、これは「ミズノーオト」となり、 の音」についても二種の律形態が許容されるものと見てよかろう。 な文節構成の五音句に対し、「ヤクモータツ」や「コレヤーコノ」といった読みを呈示しているのであるから、 別宮自身も『日本語のリズム』 においては、

同様

のである。 ルイケヤ」のごとく一つの律形態だけをとりあげたとしても、それはけっして他の律形態を排斥しているのではない オト」と「ミズノーオト」というように複数の律形態をかかげるのは自然な成り行きと言えよう。 る韻律論が、 らかでないが、あるいは「等時音律説」を一部容認した結果であろうか。ともかく、「どう読まれているか」を求め 別宮が「ミズノーオト」というような律形態をここに至ってとりあげなくなったのは、 「かはづ飛び込む」に対して「カワズトビコム」と「カワズートビコム」、「水の音」に対して「ミズノ いかなる理由によるのか明 また、 たとえ「フ

型」であり、すなわち「非拘束」のものであって、それを他に強いるような性質のものではないのである。 態を規定しようとする私の研究は、 とによって四拍子というような公約数的な枠をひき出すことができるであろうが、それにしても「代表」であり「典 定型詩歌の律は読者の享受のうちに存在するという考え方の上に立った場合、読者のさまざまな享受を観察するこ 求めるべき律が読者の享受の場にあるとき、「どう読むべきか」を問い、 「韻律論にかかわる基本姿勢において、すでに重大なあやまちをおかしている」 読者を拘束する一つの律形

まず第一に疑問に思うのは、 しかし、 その読者主義に立つという前提そのものは不動のものなの 読者主義の必然的帰結としての律の許容性である。

ことになろう。この判断に、論理上の不備はまったくない。

(63)

どうか。

「ミズノオト」でも「ミズノーオト」でよしという許容性を、この詩句の表出者である作者の側から考えてみると

ちじるしく傷つけることになろう。 文作者が表出したはずの律とは、 密によって表出されたものであると考えられるが、「ミズノオト」でも「ミズノーオト」でもという許容、そして律 日本詩韻律論の対象としての律文とは、 結局読者に「どう読まれているか」に他ならないという言は、律文作者の尊厳をい 特別な律を有する文であり、それは律文作者の律に対する特別な関与と厳

らば、 自らの作成した曲の音符の長さを聴衆に教えられる音楽家、 読者主義の前提そのものを疑ってみる必要があるのではなかろうか。 鑑賞者に描線の位置を決定される画家が存在しないな

象を通して聴覚的対象を論じなければならないところに、 れた文字を前にしながら、問題にしているのは、 読者主義的韻律論は、 ことばの物質的素材として音と文字があるが、 眼前の書記を原初の存在と見ているのではなかろうか。 その眼前の対象とは別の次元にあるものとなる。つまり、視覚的対 韻律をやどすのは音である。韻律を論じる場合、 韻律論のそもそもの困難がある。 韻律論における読者主義は、 読者として書記さ

詩の原初的存在であった場合にのみ成立する一面的な考え方であるように思われる。

は紙上に配された文字の連なりであって、 たしかに詩歌享受の実際からすれば、 韻律は具体的音声として、 むろん文字は音声でない。このとき詩歌に韻律を与える能動的主体として 読者の声帯を通してあらわれる。 そしてその原因

考慮されることなく、後者が詩歌の出現と享受の全体と見なされているのである。 者と韻律の関係を見落としているのではなかろうか。 なろう。 読者は作者の音声を観察できない位置におかれるからである。 体的音声を発することなく作歌するからであり、 Aの作家の場における韻律は、 つまり、 韻律は、 者〉 韻律の出現は、書記以前にはたされているのである。 〈作 図のように、 (A) ことば(韻律) 作歌の場 の出現 (A)作歌の場と(B)享受の場の双方に出現するのであり、 Bの享受の場の韻律に比して見えにくいということはある。 文字 ļ (B) 享受の場 〈読 者〉 また読者として書記された詩作品にのぞむ際は、 ことば(韻律) の再現

読者を思うのは、 いう読者主義的韻律論の出現する下地がここに用意されている。 むしろ自然であろう。 詩歌の韻律を決定するのは、 それを読む側の 「美意識や言語習慣」であると

だが、 詩がことばから成り、 ことばの音的外形として韻律があるのならば、 読者主義的韻律論は、 韻律の出現は詩の出現と重なることに この書記に先行する作

読者主義では前者がまったく

それは、 いずれにしても、 通常作者は具

かし、 見えにくく、とらえがたいということは、 作歌の場に韻律という音的外形が存在しなかったということで

はない。

句」とその否定としての「逆律句」という語でとらえようとしたが、この同一性は、ローマン・ヤーコブソンにあって、というでは、 私は日本詩の韻律的原理もまた、いわゆる「くり返し」にあると考え、日本詩の律形態における同一性を、(9) 「順律

ては「等価性」とよばれるものである。

たとえば、つぎのような書記があったとする。 この詩的言語の形態的属性としての同一性は、 詩的言語の発語に聴覚的対象の伴なうことを保証するであろう。

リズム→村→ラジオ→音楽→栗

ジオ==オンガク==クリという「尻取り」となっているのである。「ム」と「ム」が等しく「ラ」と「ラ」も等しいと。。 聴覚的対象の存在なしには書きあらわしえないものである。 いう判断なしには、 なぜなら、この書記のならびに音的同一性を指摘できるからである。すなわち、これらの語は、リズム=ムラ=ラ 右の語順を企てることができない。そして、二つのものが同じであると判断するためには、二つ

この書記がたとえ無言で書きあらわされたとしても、これらの語の順列が偶然でないならば、書き手はこの書記を

これは韻における同一性の例であるが、律の同一性の場合でもまったく同じことが言える。音的同一性の存在は、

な同一性でもない。具体的音声でなくとも、「ム」==「ム」という聴覚的な何かが作者の耳にとらえられていたと考え

のものが較べられるものとして、何らかの形で存在していなければならない。この場合は視覚的な同一性でも概念的

ねばならないのである。

作者のもとに書記に先立つ韻律があることをあかしているのである。

したものという意味で二次的である」とはっきりと言えるのである。(ヨ) 音的同一性をもつ詩的言語においては、音声言語は文字言語に先立つという意味で一次的であり、「文字は音を置換 「人類にとって〈音声言語〉は起源的に一次的な言語であり、〈文学言語〉は二次的な言語である」と言われるが、(ユヒ)

では、韻律論の対象とすべき律とは、作歌の場と享受の場のどちらの律であろうか。

読者、話者と聞き手はそれぞれ同様な関係にあると見なされるのである。 の場の律ということになろう。 よばれる話者の音声が、読者とよばれる聞き手に直接伝えられることはないが、韻律の送受の点から言えば、 作者と読者の関係は、対話における話者と聞き手の関係に等しいものなのである。むろん詩作品の場合は、 作者のもとに書記に先立つ韻律があり、 韻律の企図と完成がそこではたされるのであるならば、 勿論、

かないのである。 したがって、聞き手が話者の韻律の作成に加われないように、読者もまた作者の韻律の受け手であり、 再現者でし

者に正しく再現されていなければならない。 もっとも定型律が継承されていくには、作者の律と読者の律は基本的には同一でなければならない。作者の律は読

それを修正することもできない。また、かえってこの枠組みのために、各音の長短があいまいなものとなるという事 各の読者によって微妙な差が生じてくる。ところが、律は韻のようには文字との間にコードをもっていないために、 しかし実際には、四拍子というような公約数的な枠組みを受取ることはできても、個々の音の長短については、各

作者と 作者と それは作歌

く意識されるときには、句内の各音の時間量は読者の恣意による弾性化をきたすのである。 情もある。すなわち、拍子という枠組みの、音と音の時間関係に対する許容度が高く、音楽的な拍の進行が読者に強

Ξ

る傾向があるが、この二つの読者主義は截然と区別されねばならない。 先に見たように、読者主義韻律論には、その正当を文芸享受の一般的通念としての読者主義の正当から得ようとす

文芸享受の一般的通念としての読者主義とは、いわばことばの解釈や鑑賞におけるそれである。ここにおいて「読

み方を決めるのは読者である」と言えるのは、根本的にはことば(音)と意味との関係が一対多対応を許容するから

れば「美しいことのたとえ」等でもある。 たとえば、「花」(「ハナ」)は、読者(聞き手)にとってそれが発話されたときの意味としては、「実の対」でもあ である。

「花」(「ハナ」)〜美しいことのたとえ「花」(「ハナ」)〜実の対

『どらいう意味か』という問いが生ずるのは、この一対多対応に原因があるのである。

語句とそれに対する読者の「ミズノオト」あるいは「ミズノーオト」といった反応との関係と等しいように見える。 この一つのことばとそれを享受する読者の反応におけるバリエーションという関係は、 たしかに「水の音」という

「水の音」/「ミズノーオト」 、 「ミズノオト」

して「ミズノオト」や「ミズノーオト」の対応を認めるのは当然ではないか、という論理が生まれることになる。 そうするとここに、「花」に対して「実の対」や「美しいことのたとえ」という対応を許すなら、 「水の音」に対

しかし、前者の対応関係と後者の対応関係は、まったく別のものなのである。

れは結局一つのものでしかない。一つのものであるならば、そこには一対一対応しかないはずである。 前者はことば(音)と意味の関係であるが、後者はことば(音)とその外形の一面としての律の関係であって、そ

「水の音」(「ミズノーオト」)――「ミズノーオト」

もしくは、

したがって、正しくは

「水の音」(「ミズノオト」)――-「ミズノオト」

ということになろう。

ういう律か...という問いがないのは、ことば(音)と律の間に一対多対応が許されないからである。 明瞭にことばが発話され、それが正しく聴取された場合、聞き手が「どういう意味か」と問うことがあるが、「ど

えるように、逆に区別すべきものを区別しないという誤りもある。 読者主義的韻律論には、このように区別すべきものを区別しないという誤りがあり、またつぎの韻と律の関係に見

る、 読者主義的韻律論では、 すなわち律は規定すべきでない、というように考えられている。 韻は規定できるが律の方は規定できない、 また規定できないのに規定することは誤ってい

韻と律は、つぎのように区別されているのである。

規定できない	規定すべきでない	律
規定できる	規定すべきである	韻
規定できるか	規定すべきか	

韻と律がこのように対照的にとらえられる原因は、韻はその順列によって意味をになうのに対し、

者の関係は固定的でなければならない。読者が韻を規定できるし、また規定すべきであるのは、こうした伝達の事情 と享受者の間に、 伝達内容が伝達者から享受者に正しく伝えられるためには、 音の代替的信号としての文字を介在させるならば、 その通信経路は精密なものである必要がある。 韻は文字に反映していなければならず、 伝達者 また両

働きがないという、情報伝達における両者の役割の差にある。

によるものである。

いうわけである。 ノーオト」と読む者もいるということになる。意味をになわないから、その是非を文脈から決めることもできないと 方、律は韻のように文字にむかえ入れられないために、 「水の音」を「ミズノオト」と読む者がいるし、 「ミズ

韻律論における読者主義は、このような情報伝達における韻と律の一般的な認識を出発点としている。

律にそのような

だが、ここには詩的言語に対する配慮がまったくないのではなかろうか。

とされているのである。 韻を重とし律を軽とするのは、言語と情報伝達の道具と見ているからに他ならない。言語の音的形態が意味の下僕 これは日常的言語の韻と律であっても、 詩的言語の韻と律ではない。 日常的言語が伝達手段

よりも伝達内容を優先させるのに対し、 日本詩が韻律論の対象となるのは、 日本詩が詩的言語であるからであり、伝達手段である韻律が音的価値をもつか 逆に伝達内容よりも伝達手段に重きをおく言語が詩的言語なのである。(タム)

らである。音的価値をもつ韻律の形態は明らかされねばならない。 韻を「規定すべきである」のは、 韻の形態そのものが音的価値をもつからで、通常の意味作用における道具として

の必要からではない。

律も同様に、

律の形態に音的価値をやどすならば、規定できるかどうかは別にして、規定され

るべきものである。 律を「規定できない」という結論も早計である。規定することがむずかしいとしても、 まずは規定するため

韻律論の対象となる詩的言語の韻と律は、 ほんらいつぎのように共通の性質をもつはずのものである。 の努力をすべきであるのは言うまでもない。

 律
 規定すべきである
 規定できる

 銀定すべきである
 規定できる

ことばの音的外形を通常の意味作用における道具とし、 そこから韻と律の役割の重軽をひき出して両者に境を入れ

まっているのである。

る読者主義的韻律論は、

日本詩を詩的言語の外に追い出し、したがって自らの韻律論をも韻律論の埓外に追いやって

四

て非音声的な作品観である。このような作品観においては、音声言語は決して不可欠のものではない。文字が意味を 伝達しうるならば、 とばに象徴されている。それは、言うならば、書記にのぞむ読者による作品観であり、 言語作品とは「意味の通じる文字の羅列」であると言ったのは横光利一であるが、 音声言語はなくても支障のない存在なのである。 われわれの言語作品観はこのこ きわめて書記的な、 したが

形そのものに価値をもつ言語の謂であり、音形のあり方に伝達されるべき情報を乗せた言語の謂なのである。 ところが、このような言語作品観が詩的言語におよぶとき、その欠陥は如実にあらわれてくる。詩的言語とは、

音が言語の素材である限り、

音の持つ物理的性質が言語では使用され、文芸作品の表現手段としても使用される。

れている。 味は変ってくる。言語の物質的素材としての音を基礎に言語芸術作品の二大区分、散文と韻文の区別もまた行なわ 快い音調(euphony)、声喩法(onomatopoeia)、paréchésis と呼ばれる同じあるいは似た音の文体論的使用, ーションも使用される。 (alliteration)、掛詞 (paronomasia)、しゃれ (calembour)、韻律などはその一例で、 アクセントやイントネーションが伝達の機能を担っているか否かで詩的言語での持つ意 このほ かアクセント、 イン 頭韻

読者主義的韻律論という、実のところ音形を軽視した言語観の上に成る考え方が、音形を最も重視しなければなら

(72)

と「ミズノーオト」の差を感受しうる存在である。

ない韻律論にもちこまれるという奇妙な構造に、今日の日本詩韻律論の混迷の大きな原因がある。

そして、このような言語観を生じさせた最大のものは、音声を文字にのせるという、言語作品にとって不可避の構

篠田浩一郎は

造であろう。

てひどく不利な立場に立たされることになる。 文字に書かれ活字に組まれる説話は音声を失うばかりでなく個性的な音質をも失うから、書き手は語り手に比べ

たがって読者の側で決めてよいものとしてしまい、このような書き手の不利を思いやることがなかったのである。 にあてはまるだろう。読者主義的韻律論は、たんに読者としてのみ書記にかかわることで、律を不明のものとし、し と述べているが、音声を文字化しなければならないことで生ずる書き手の不利は、そのまま韻文、ことに律文の作者 オト」でもという寛容は、 また、律文というのは、作者がその律形態に厳格な態度をもつはずのものであるが、「ミズノオト」でも「ミズノ 勿論この厳密にそぐわないであろう。

されるのも、 も「ミズノーオト」でも可とする文は、もはや律文とはよべないであろう。律文作者とは、少なくとも「ミズノオト」 るからである。すなわち、このことは、散文や日常会話における通常の律的関与をもってしても、「ミズノオト」と 「ミズノーオト」の差は明瞭であり、同一の聴覚印象をもつことはありえないことを示している。「ミズノオト」で わが国語では、 他の短音節の時間量が一モーラとしてすべて等しく、これらがその倍の時間量をもつことがみとめられ 「甲」[KO:]や「紺」[KON]のように、 音韻的音節として一音節であるものが二モーラと見な

「律文の読み方を決めるのは読者である」――これほど律文作者と詩的言語を侮蔑したことばは他にないであろう。

- 作者主義的韻律論こそ、 韻律論のあるべき姿である。
- 2 寺杣雅人「等時音律説試論――定型詩歌はどう読むべきか――」(「文学」 昭3・2)

荒木亨「日本詩の詩学―――岩野泡鳴・福士幸次郎・木々高太郎を貫通するもの――」(「文学」

昭 52 12

昭53・4)

荒木亨「ソシュールと日本語をめぐって――ラングというものさしの成立のために――」(「文学」

 $\widehat{4}$ 荒木亨「言葉と詩」(「ユリイカ」 昭56・2) 3

 $\widehat{\mathbb{I}}$

- 5 坂野信彦「韻律論の基本――寺杣論文をめぐって――」(「文学」 昭 53 · 7)
- 7 $\widehat{\mathfrak{G}}$ 別宮貞徳『日本語のリズム――四拍子文化論――」五〇頁(昭52・10 講談社)
- 熊代信助『日本詩歌の構造とリズム』 一頁(昭43・1 「俳句の音楽性」(「国文学」昭5・2) 角川書店
- 8
- 10 9 寺杣雅人「ことばと韻律について――日本詩定型論異見――」(「尾道短期大学研究紀要」 I・A・リチャーズ『文芸批評の原理』一八四頁(昭45・9 八潮出版社

昭 57

10

- $\widehat{11}$ ローマン・ヤーコブソン『一般言語学』一九四頁(昭48・3 みすず書房
- 12
- 春日正三・桜井茂治『日本語の表現と構造』一四頁(昭4・3『双文社)

13

(13)に同じ。

- 千野栄一「ことばの芸術と芸術のことば」(千野栄一編『言語の芸術』(昭5・5 大修館書店) 所収)
- Ⅰ・R・ガリペリン『詩的言語学入門──言葉の意味と情報性──』一六頁 (昭 53 · 8 研究社出版
- 篠田浩一郎『物語と小説のことば』六一頁 (昭 58 6 国文社)